

(別添2)

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名 長野市山王保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

コメントで良い事例は、取り組みの余地がある場合はで表示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1 保育内容	(1) 全体的な計画の作成	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a)	■ 1 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■ 2 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。 ■ 3 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。 ■ 4 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。 ■ 5 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。	・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法等の趣旨を踏まえた「長野市保育理念」「基本方針」を基に、スローガン「笑顔いっぱい 元気いっぱい」を掲げ、園の目標として「自然に触れよう」「考えよう」「おいしく食べよう」を掲げ、目指す姿として具体的に取組んでいる。それらを基に、子どもの発達過程、家庭状況、地域の実態などを考慮し全職員が参画し「全体的な計画」を作成している。「全体的な計画」に沿って年齢別の「年間指導計画」を4期に分けて作成した上で、より具体的に月週案を作成し、実践に繋げている。保育理念、目標等は保育室に掲示し、職員の意識の高揚を図っている。年度末には全職員で「全体的な計画」の評価、見直しを行って、子どもの年齢に合った過程を検討し、新年度に繋げている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b)	■ 6 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を、常に適切な状態に保持している。 ■ 7 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。 ■ 8 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。 ■ 9 内装等には、木材を利用している。 ■ 10 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。 ■ 11 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。 ■ 12 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。	・保育室内に温湿度計を設置し、冷暖房器具、サーキュレーター、加湿器などで温度、湿度を調整し、換気をこまめに行い快適な環境を整えている。また、室内の明るさ、声の大きさ、CD音量等に配慮している。 施設が老朽化しており、エアコンの容量が小さい、遊戯室にエアコンがない、廊下に外気が入ったり、階段の塗装がはがれているなど環境面の整備が望まれる。保護者アンケートからも暑さ寒さが厳しいという意見が寄せられている。 ・遊具の安全点検は毎日行っており、安全点検表に記入し、寝具の衛生管理は寝具の衛生チェック表を用いて点検している。寝具は定期的に持ち帰ってもらう。室内のカラーボックスや棚等は木目調の物が多く、また装飾は刺激にならないような色を用いて安心できる空間を心掛けている。 ・トイレ・水回りは清掃後チェック表を用いて清潔に保ち、机、ロッカー、ドアなどの危険箇所にガードをつけ、安全に過ごせるように配慮している。保育室内にカーペット、マット、座布団、コーナー等を設置し、子どもが安心してくつろいだり、絵本を見たりすることができるように落ち着ける場所を整えている。食事の場所と睡眠の場所を分け、光や音量、刺激の精選等も行い、落ち着いて過ごせるように配慮している。トイレは清潔に保たれ、扉などには指鉄が起きないようにガードを付け、安全への配慮を行っている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	■	13 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。	・保護者記入の「家庭の調べ」や個別懇談を基に、一人ひとりの発達状況を把握して個別の指導計画を作成し、子どもの状態に応じた保育を行えるようにしている。特別な配慮が必要な子どもについては保護者ニーズを把握したり、発達相談による助言を基に個別の指導計画を作成してその子に必要な支援をするともに全職員共通理解のもと行うことができるよう職員会で報告し情報共有できるようにしている。 ・自分の気持ちを十分に伝えられない子どもには、温かく寄り添い、表情や仕草から気持ちを汲み取って、欲求を受け止め、安心できるように心掛けています。「子どもを尊重する保育～保育士のかかわり～」等で言葉の大切さ、言葉遣いや話し方等を学び、否定的な言葉や急かす言葉、制止する言葉は使わないようにし、年齢や月齢に合わせて分かりやすい言葉がけを行って、子どもが理解をし、自ら行動できるように工夫をしている。 日案があるが、訪問当日は誕生日の子どもの要望により紙芝居を読んでもらっていた。子どもの笑顔が良く、保育士の臨機の対応も良かった。言葉づかいは穏やかに話していた。
				■	14 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。	
				■	15 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。	
				■	16 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。	
				■	17 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。	
				■	18 せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。	
			子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	■	19 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。	・子どもが自分で気づき動くことができるよう、自分でやろうとする気持ちを大切に見守りながら、できないところはさりげなく援助している。十分に体を動かして遊ぶ「動」の活動、保育室内で製作や自由遊びなど「静」の活動をバランスよく取り入れ、散歩等の園外活動時も適度に休憩と水分補給に配慮している。生活リズムをルーティン化し生活の流れがわかり安心して過ごすことができるようにしている。遊びの時間を十分に確保して、お腹を空かせ給食を迎えられるようにし、休息の大切さを子ども自身でも感じられるようにしている。 ・未満児は一人ひとりのリズムに合わせて食事や睡眠が取れるように留意し、幼児組は、歯科衛生士による歯科指導、園の看護師による保健指導の機会を設け手洗いの仕方、熱中症予防、プライベートゾーン等、その時期に伝えたい内容を、絵本、イラストなどの教材を使い子どもにわかりやすく伝えている。
				■	20 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。	
				■	21 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。	
				■	22 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。	
				■	23 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a)	■ 24 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。 ■ 25 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。 ■ 26 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。 ■ 27 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。 ■ 28 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。 ■ 29 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■ 30 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。 ■ 31 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。 ■ 32 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。 ■ 33 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。	・朝は園庭でマラソンや体操をすることが日課となっている。子どもが自発的に参加して楽しむことができるよう、職員はリズム研修に参加して学び新しい体操を取り入れたり、保育士自らも体を動かし楽しむ姿を見せたりするなど、子どもの好奇心や意欲を高められるようにしている。 当園では信州やまほいくの認定を受け、戸外遊びや散歩などの活動を多く取り入れている。園内の畑プランターを利用しクラスごとに野菜や植物を育て収穫して食べたり、蝶やカブトムシの幼虫から飼育し成虫になる様子を間近で見たり触れたりするなど実体験を大切にしている。年長児では園に隣接する「八幡山王堰」で川遊びが体験でき、川底を覗いたり沢蟹を捕まえて飼育したりしている。 市街地に位置しているため散歩では商店街の様子や電車・バスなどを間近で見ることができる。幼児組では、昨年度から「乗り物散歩」を子どもの声を基に計画し、バス(ぐるりん号)や電車(しなの鉄道・地下鉄)等に乗車する体験を取り入れた。近くの八百屋さんへのお遣い体験やお店見学などの機会も設けた。実際に体験することでマナーや交通ルールなども学んだり、興味を持ちお店屋さんや乗り物ごっこなどの遊びにも繋がっている。 今年度は新たに地域の和太鼓グループと交流の機会が実現し年長児は和太鼓体験をすることができた。そこから太鼓遊びに発展し夏祭りには竹太鼓演奏を披露した。楽しみながら行う中で、友達と協力する姿も育っている。 ・未満児においては、専用の庭がある為、0歳児・1歳児の子ども達も安全にゆったりと遊ぶことができています。0.1歳児は散歩カーに乗り、園周辺で様々なものを見たり、1～2歳児は近くの緑地公園が程よい遊び場になっており、歩いたり自然に触れて遊ぶ体験を楽しんでいる。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着	眼	点	コメント
A	1	(2)	乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	■	34	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。	・子どもの表情や仕草から思いを汲み取り、抱っこやおんぶなどスキンシップを大切に、安心して過ごし愛着関係を育むようにしている。当日一時預かりの乳児がいたが落ち着いた雰囲気保育していた。 ・自分で好きな遊びが選べるように手作り玩具など五感で楽しめる玩具や可動遊具を配置して、発達や興味に即した教材を手作りし、遊ぶ様子を把握して数量の増減をしている。ベビーベットを置いて、眠くなったらいつでも安全に眠ることができ、つかまり立ち、這う、登るなどの環境を整えて、発達を促すように配慮している。離乳食に関しては、保護者を交え調理員と相談しながら情報共有をしている。 ・保護者とは個別懇談や保育参加、クラスだより、おたより帳等を活用している。おたより帳は情報が多く丁寧に記入されていた。特に送迎時に日々の様子を伝えている。来年度からは「保育業務支援システム」の連絡帳機能を本格的に運用する予定である。
					■	35	0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。	
					■	36	子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。	
					■	37	0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。	
					■	38	0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。	
					■	39	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。	
			3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	■	40	一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分できょうとする気持ちを尊重している。	・未満児は0・1歳児混合クラスと1歳児単独クラス、2歳児単独クラスの3クラスがある。少人数で遊びが楽しめるよう、玩具の数を十分に用意したり、死角を作らないように保育士間で連携をとり、子どもが遊びで満足できるように配慮している。自我の育ちを理解し受け止め、甘えたい気持ちや自分でやろうとする姿を見守りながら関わっている。 ・机やドアは転倒や挟まりを防ぐようにガードで覆い安全に過ごせるようにし、玩具や絵本は手の届きやすいところに配置して自由に遊べるようにしている。保育士も一緒に遊び、子どもが興味を持ち、やりたい、やってみたいという気持ちを受け止めて、見守りながら援助している。友達との関わりの中でトラブルが見られた時には保育士がお互いの気持ちを受け止め、代弁しながら仲立ちを行っている。異年齢の子ども達やクラス合同で行う保育、土曜保育で他の年齢の子どもと関わる機会がある。また、実習生、調理員、看護師などの保育士以外の大人や地域のスポーツ選手、地域の方々と触れ合っている。 ・保護者とは毎日のおたより帳や送迎時に生活の様子を伝え合い、連携を図っている。また、写真入りのクラスだよりを配信し園での生活の様子を定期的に伝えている。
					■	41	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。	
					■	42	子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。	
					■	43	子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。	
					■	44	保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。	
					■	45	様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。	
					■	46	一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	■ 47 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 48 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 49 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。 ■ 50 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。	・3歳児については、興味をもったことを図鑑で調べたり、飼育できる環境を整え、保育士や友達と一緒に楽しめる援助をしている。 ・4歳児については友達との関わりが深まるよう集団遊びやルールのある遊び、転がしドッジボール等を取り入れ、縄跳びや鉄棒に挑戦し、自分の気持ちを伝えながら協力して楽しく活動できるように関わっている。 ・5歳児については「サークルタイム」を取り入れ、友達の発言を聞いて、認め合い、協力して活動を行い、満足感や達成感が得られるように関わっている。 ・就学先の小学校の教師が夏休み等に来園して、子ども達の様子を見たり担当の保育士と懇談し、幼保小連絡会や保育要録等で保育園での育ちを小学校へと繋げている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a)	■ 51 建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。 ■ 52 障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。 ■ 53 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。 ■ 54 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。 ■ 55 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。 ■ 56 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■ 57 職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。 ■ 58 保育所の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。	玄関にスロープがあるが、廊下は段差が多く、バリアフリーではない。 ・「保育業務支援システム」の中の「発達記録」でその子の発達状況を把握して、具体的な支援方法についてカンファレンスを行い、個別支援計画を作成して、一人ひとりの状態に合わせて支援を行っている。 ・「全体的な計画」に「インクルーシブ保育」の欄を設け、全ての子ども達が日常生活や遊びを通して共に育ち合えるように配慮し実践している。 ・保護者とは小まめに連絡を取り合い、園の様子を伝えて、相談にのったり、情報交換を密にして連携を取っている。 ・常勤職員だけでなく、パートや加配保育士にも、資料を通して共通理解を図り、一貫した支援が出来るように工夫している。 個別支援計画を立案し、環境整備や援助の方法を考え、子ども同士の関わりの中で、他の子どもと共に成長できるように支援している。特別な配慮が必要な子どもについては、「にここ園訪問」でこども総合支援センターの職員に相談するなどし、指導を受けている。保護者には「にここ園訪問」や「教育相談」、「言語相談」など、必要な情報を提供し、希望者には相談の機会を設けている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(2)	それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	■	59 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。	・「保育マニュアル」があり、「全体的な計画」に「長時間にわたる保育の実施及び配慮」の欄を設けて、保育内容や配慮事項について連続性のある計画を作成し、異年齢保育を行っている。 ・幼児と未満児は分け、保育室にはカーペットやござを敷き、ブロック、粘土、パズル、ままごとなどコーナー分けをして、ゆったりと安全に過ごせるように環境を整えている。 ・人数が少なくなった時間帯は幼児と未満児が一緒に過ごし交流しており、安全面には特に気を付けている。園での生活時間が長いので、体調に留意し、発散、集中、リラックスなど静と動のバランスや調和を図って、家庭的で安心してゆったり過ごせるように配慮している。 ・担当保育士への引継ぎは口頭、メモやホワイトボードを使い、担任は昼間の様子を確実に伝えて、用紙は引継ぎノートに保管している。保護者には様子をしっかりと伝え、内容により担任が直接伝えている。長時間にわたる保育の子ども状況については、口頭で担任に伝えている。
				■	60 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。	
				■	61 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。	
				■	62 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。	
				■	63 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。	
				■	64 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。	
				■	65 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。	
			小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	■	66 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。	・幼保小連携会議で年間計画が立案され、年長児が多く通う予定の山王小学校と接続カリキュラムを作成して、連携を図りながら保育をしている。また、幼保小連携会議において合同研修会が開催され、ブロックごとに担当園の公開保育、小学校の公開授業などもあり、就学を見通した小学校との連携を行っている。就学先との「幼保小連絡会」では、一人ひとりの発達や家庭状況等の伝達をしている。また、小学校への散歩を通して児童と交流し、小学校入学への期待を膨らませている。更に、小学校の教師が来園して子どもの様子を見る機会があり、年長児担任と意見交換し連携を図っている。保育要録については年長児担任が園長、保育主任と相談して作成し、小学校へ引き継ぐようにしている。保護者には希望に応じて個別懇談を行い、就学後の子どもの生活に見通しを持てるようになっている。
				■	67 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
				■	68 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。	
				■	69 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。	
				■	70 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3) 健康管理	子どもの健康管理を適切に行っている。	a)	■ 71 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。 ■ 72 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。 ■ 73 子どもの保健に関する計画を作成している。 ■ 74 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。 ■ 75 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。 ■ 76 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。 ■ 77 職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。 ■ 78 保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。	・「保健マニュアル」があり、一人ひとりの「家庭の調べ」「緊急連絡カード」や保護者との個別懇談会等で健康状態を把握している。マニュアルに基づき保健計画を作成して、身体測定、歯科検診、内科健診、視力検査（4、5歳児）、尿検査（4、5歳児）、毎月の体重測定を実施し、日ごろの身体の様子を把握して、発育や発達に適した生活を送る指標として職員間で確認している。体重を含めた身体測定の結果は「保育業務支援システム」に記録している。 ・保護者へは「保育業務支援システム」により測定結果などの情報を発信し、子どもの成長を個別に確認できるようにしている。 看護師が2名常勤し、怪我や体調変化時にはフローチャート等に基づき園長に報告して、保護者に速やかに連絡をし、降園後の状態を確認している。 ・健康に関する取り組みや情報は「入園のしおり」や「園だより」「保健だより」で配信するとともに、感染症の発生時には、園長がアプリで発生状況を保護者に配信し、園内にも発生状況を掲示して周知している。 ・SIDS(乳幼児突然死症候群)の研修を行うとともに、未満児は5分間隔、幼児は30分間隔で午睡チェックを行い、チェック表に記録している。保護者にはSIDSへの取り組みについておたよりや懇談会で情報提供し、11月の防止月間にはポスターを掲示して注意を促している。
			健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a)	■ 79 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。 ■ 80 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。 ■ 81 家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。	・内科健診、歯科健診、胸囲・頭囲測定をそれぞれ年2回、毎月の体重測定、身長測定は年3回、年中・長児は視力検査・尿検査を行い、結果を「保育業務支援システム」に入力し、指導計画に反映し、保育を行っている。 ・歯科衛生士より歯の大切さや歯磨きの仕方などの指導を受け、日々の歯磨き時には職員が仕上げを丁寧に行い虫歯予防に努めている。保護者には結果を配信し、必要に応じ受診を勧めている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(3)	アレルギー・疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	■	82 アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	・アレルギー児については厚生労働省のガイドラインや「誤食を防ぐための配膳手順」を基に、食事の提供を行っている。除去食提供については保護者と園長、栄養士、調理員等で入園前に面談を行うとともに、主治医が記入した生活管理指導表を基に確認を行っている。保護者には毎月の献立表の確認をしてもらい、食品チェック表に記入して、安全な食事を提供している。年度初めに全職員でアレルギーのある子どもの状態、情報について職員会議で周知している。調理員がアレルギー研修に参加し、園内研修も行って、職員間で共通理解を図っている。食事提供時には調理員、保育主任(園長)、担任で確認を行い、トレーやプレートを使用して机を分けて、注意を払い提供している。職員は除去食を提供する日に事務室の連絡表を見て、担当クラスを対象とする子どもがいない時も確認している。アレルギーについては幼児にはわかりやすく説明するとともに、未満児については保護者に説明をし理解を図っている。
				■	83 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。	
				■	84 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。	
				■	85 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。	
				■	86 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。	
				■	87 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。	
		(4) 食事	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	■	88 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。	・園目標の一つに「おいしく食べよう」を掲げ、「全体的な計画」「月案」で年齢に応じた食に関する具体的な計画を立てている。戸外で体を十分動かして遊び空腹感を感じ、楽しく、美味しく食事ができるように心掛けて、食べられる量や苦手な食べ物を把握し、決して無理はさせず少しでも食べられれば誉めて、自信へと繋げている。・幼児組は、自分の食べられる量を保育士に伝えられるようにしている。年間の「食育計画」を立案し、「野菜の日(毎月8日)」「食育の日(毎月19日)」があり、「和食の日(11月)」には、さばぶしの「出汁」を味わったり、にぼし、こんぶ、かつおぶしを見比べ、園にだし食材を納入しているお店にお遣い体験を行って、五感で感じる体験を大切にしている。また年長児は食育ボードを使い食材と体への働きを知るなど、食への興味・関心を高めている。未満児については食事調査票(0・1歳児)」を基に保護者と調理員が話し合い、「3歳未満児給食の手引き」等に沿い調理法や量に配慮して、毎月給食会議を開き工夫している。
				■	89 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。	
				■	90 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。	
				■	91 食器の材質や形などに配慮している。	
				■	92 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。	
				■	93 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。	
				■		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	1	(4)			■ 94 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。 ■ 95 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。	・園庭や畑で野菜（きゅうり、なす、ピーマン、さつまいも等）を育てて、成長観察や収穫を楽しみ、給食に取り入れ関心を高めている。 ・保護者には「園だより」「献立表」「食育だより」を「保育業務支援システム」で配信して、食育への取り組みについて知らせ、玄関前に給食サンプル、食育ボードを掲示して内容を伝えている。
		子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a)	■ 96 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。 ■ 97 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。 ■ 98 食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとしている。 ■ 99 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。 ■ 100 季節感のある献立となるよう配慮している。 ■ 101 地域の食文化や行事食などを取り入れている。 ■ 102 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。 ■ 103 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。	・離乳食は家庭状況、発育に応じ、保護者、調理員、担任と話し合い、無理のないように形状、量を考え進めている。子どもの食べる量、好き嫌いを把握し、子どもの様子を見ながら無理強いすることなく、完食することで自信と満足感が持てるように援助している。 ・食材はできるだけ国産、県内産を使用し、季節に合った野菜、果物を提供している。担当課の栄養士を始めとした献立検討委員会で献立内容を検討して、郷土食（おやき、こねつけ、にらせんべい等）や行事食（クリスマス、正月、節分、ひな祭り等）を取り入れ、食文化を伝えている。 ・年長児では高齢者交流の一環として「箱膳体験」を実施している。座布団に座り箱膳で和食を食べる体験は伝統文化に触れながら和食の良さを知る経験となっている。 ・調理員は子どもの食べている様子を見たり、担任から食事の様子や残食などの話を聞いて、献立の反省や調理の仕方に活かし、残食は献立表・日誌に記録している。給食の手引きや衛生管理チェック表等に基づいて、衛生管理を行い、毎月「食品衛生自主管理点検表」を担当課に提出している。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント		
A	2 子 育 て 支 援	(1) 家庭との 緊密な連 携	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a)	■ 104	連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。	・未満児についてはおたより帳や送迎時に保護者と情報交換を密に行っている。幼児は「保育業務支援システム」のアプリを活用して、担任は活動の様子を毎日配信し、送迎時にも情報交換を行っている。保護者はスマートフォンやパソコンから、「園だより」「クラスだより」などを見ることができ、子ども達の活動状況を知ることができている。「園だより」には月のねらい、行事、子育て情報などを掲載し、「クラスだより」では保育内容や成長の様子などを伝え理解を図っている。また、毎月2クラスずつ「やまほいくポータルサイト」への投稿も行い、身近な自然と関わって遊ぶ子どもの姿や気付きを写真と文章で掲載し遊びを通じた学びや育ちが保護者へも伝えられるような内容を心掛けている。 遊びや活動の様子を「保育ドキュメンテーション」にして廊下や遊戯室に掲示することをクラスごと定期的に行っている。10の姿のピクトグラムを積極的に利用している。 ・保護者には個別懇談、保育参加、行事などを通じて子どもの様子を知る機会を設け、子どもの成長を共有している。個別懇談の情報や相談内容は記録し、保護者の意向を職員間で共有している。	
					■ 105	保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。		
					■ 106	様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。		
					■ 107	家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。		
		(2) 保護者等 の支援	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a)	■ 108	日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。		・登降園時には、職員が園舎入口に立ち、保護者に声掛けを行って、困っていること、悩んでいることなどを相談できるように丁寧に接している。担任も子どもの様子を具体的に伝えながら保護者とコミュニケーションを図り、信頼関係を築いている。 ・「いつでもご相談ください」と個別懇談で話したり4月の「園だより」に記載し、常に相談に応じる体制を整えている。「意見（要望）への対応マニュアル」があり、「相談・意見・苦情受付記録」を整備して、相談内容については守秘義務を守り、適切に保管している。相談を受けた職員はその内容を記録し、園長、保育主任に報告をして助言を受け、必要に応じて職員会議で話し合っ、共有し、園全体で支援に努めている。
					■ 109	保護者等からの相談に応じる体制がある。		
					■ 110	保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。		
					■ 111	保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。		
					■ 112	相談内容を適切に記録している。		
					■ 113	相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	2	(2)	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b)	■ 114 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。 ■ 115 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。 ■ 116 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。 ■ 117 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。 ■ 118 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。 ■ 119 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。 ■ 120 マニュアルにもとづく職員研修を実施している。	・「児童の権利に関する条約」「児童虐待の対応について」「教育・保育の手引き」等に基づいて読み合わせや園内研修を行い、早期発見や対応に取り組んでいる。「虐待を発見するための園での1日のチェックポイント」を活用して、子どもの服装、身の回りの衛生面、食事の様子、発育状況、表情などを観察し、兆候を見逃さないように心掛けている。 ・虐待が疑われた場合は、職員会議で情報を共有し、子育て家庭福祉課や児童相談所、保健センター等の関係機関と連携を取って対応できるようにしている。また、実際に虐待と思われる時には経過を追って情報共有できるように記録し、体制を整えている。虐待の可能性がある場合は、家庭状況を把握し、兄弟関係がある場合は小学校などとも連携をとって地域として経過観察を継続し、家庭を見守る姿勢を大切にしている。 不適切な保育について、無記名で職員アンケートを実施し、園内での不適切な保育に対する情報を把握して、予防的な取り組みを積極的に行っている。 不適切な保育防止の取り組み 現在不適切な保育は行われていないが、不適切な保育の未然防止にむけアンケートを検討する等継続した取り組みを推奨する。また「教育・保育の手引き」で園内で見かけたときは、上司に報告するとされている。長野市の公益通報制度等や外部通報窓口、通報者(報告者)保護について周知されることを期待する。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
A	3 保 育 の 質 の 向 上	(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a)	■ 121	保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
					■ 122	自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
					■ 123	保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
					■ 124	保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
					■ 125	保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
					■ 126	保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

・日々の「月週案」や「年間指導計画」について振り返って、次年度、次月、次週へ繋げ、保育士として主体的に保育実践の改善や専門性の向上に努めている。職員会議、幼児職員会議、未満児職員会議で保育の実践の報告と振り返り、年度末に次年度の「全体的な計画」の立案に反映させている。園長や保育主任は「月週案」にコメントを記し、保育の質の向上や保育士の励みに繋げている。

・全職員が自己評価し改善に繋げている。正規職員は能力評価、業績評価にも対応している。

・保育園全体の保護者アンケート結果を踏まえて、子ども達へ適切な保育ができているか、温かい保育ができているか等、課題を見つけその解決に向けて園内研修や面談を実施している。

福祉サービス第三者評価の「内容評価項目」に準じた職員の自己評価を年1回行い、園全体の評価に繋げ、職員会議で検討して、次年度の事業計画に反映させ、保育の実践に活かしている。今年度、第三者評価を受審し、結果を保護者に報告するとともに、全体的な計画に反映させ、利用者満足度の向上に繋げている。